

## 高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県子ども食堂支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、補助対象事業及び補助事業者)

第2条 県は、食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させるため、高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」（以下「子ども食堂」という。）の設置及び運営（以下「補助事業」という。）を行う者（市町村を除く。以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、国又は県の他の補助事業として採択された事業の経費は、補助対象から除く。

2 補助金の交付額は、総事業費から市町村の補助金及び参加者負担金並びに寄附金その他の収入額を控除した額、別表第1に掲げる補助対象経費又は補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金額の30パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方

針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

- (7) 補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数の期間内（以下「耐用年数期間内」という。）に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合は、知事に協議することができること。
- (8) 補助事業により取得した財産を、耐用年数期間内に知事の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (9) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要であると認めた事項

#### （補助金の交付の決定の通知）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の通知をする場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができるものとする。

#### （遂行状況の報告）

第 7 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

#### （実績報告等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 4 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 5 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### （補助金の額の決定）

第 9 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達するため必要があると認めるときは、補助事業者は、別記第6号様式により概算払を請求することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者又は間接補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条第7号から第9号まで、第7条、第8条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

	補助対象経費		補助基準額	補助率
子ども食堂開設経費	①	子ども食堂を開設する際に要する経費（初期経費として必要となる計器等消耗品費、備品購入費、10万円未満の改修等）	1箇所当たり 100,000円	定額
	②	子ども食堂を開設する際に施設等の改修等を実施する場合、改修等に要する経費（改修費単独で10万円を超える場合に限る）。	1箇所当たり 150,000円	定額
子ども食堂運営支援経費	子ども食堂の運営に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料、保険料）、使用料及び賃借料）		1回当たり 6,500円 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ただし、定期的で開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする。                 </div>	定額

（注1）「子ども食堂開設経費」については、子ども食堂1箇所につき、①又は②のいずれか1回のみとする。

（注2）同一の場所において、当補助金及び子ども食堂を対象として県が助成する他の補助金を併用して子ども食堂を実施する場合は、両補助金で助成する支援回数の上限を、定期的で開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週3回とし、調整するものとする。

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

生年月日

補助金交付申請書

高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年高知県子ども食堂支援事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 子ども食堂支援事業計画書（別紙1）
- (2) 補助金所要額調書（別紙2）
- (3) 収支内訳書（別紙3-1、3-2）
- (4) 高知家子ども食堂登録決定通知書の写し
- (5) その他関係資料

(別紙1)

子ども食堂支援事業計画書

子ども食堂の名称							
運営団体名							
開催する子ども食堂の概要							
運営方式	定期的に開催						
	公立小学校の長期休暇期間に開催						
開設(予定)年月日	平成 年 月 日						
開催計画 (定期開催)	年 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回 数						
	年 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回 数						
	合 計	回(うち 補助対象 回)					
開催計画 (長期休暇期間開催)	年 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回 数						
	年 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回 数						
	合 計	回(うち 補助対象 回)					

- 1 「開催する子ども食堂の概要」欄は、開催(予定)日を具体的に記入してください。
- 2 「運営方式」欄は、該当する開催方法に「○」を記入してください。
- 3 「開催計画」欄は、本年度における各月の開催(予定)回数を記入してください。定期開催の場合は月4回、長期休暇期間開催の場合は週(月～日)3回を補助対象の上限とします。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回が上限となります。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました事業の内容等を変更したいので、高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付申請額 | 円 |
| 3 差引増減額     | 円 |
| 4 変更事項及び理由  |   |

5 添付書類

- (1) 子ども食堂支援事業計画書（変更）（別紙1）
- (2) 補助金所要額調書（変更）（別紙2）
- (3) 変更収支内訳書（別紙3-1、3-2）
- (4) その他関係資料



(別紙1)

子ども食堂支援事業計画書(変更)

子ども食堂の名称							
運営団体名							
開催する子ども食堂の概要							
運営方式	定期的に開催						
	公立小学校の長期休暇期間に開催						
開設(予定)年月日	平成 年 月 日						
開催計画 (定期開催)	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回数						
	年月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回数						
	合計	回(うち 補助対象 回)					
開催計画 (長期休暇期間開催)	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回数						
	年月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回数						
	合計	回(うち 補助対象 回)					

- 1 「開催する子ども食堂の概要」欄は、開催(予定)日や変更内容を具体的に記入してください。
- 2 「運営方式」欄は、該当する開催方法に「○」を記入してください。
- 3 「開催計画」欄は、本年度における各月の開催(予定)回数を記入してください。定期開催の場合は月4回、長期休暇期間開催の場合は週(月～日)3回を補助対象の上限とします。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回が上限となります。

第3号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました平成 年度高知県子ども食堂支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました平成 年度高知県子ども食堂支援事業を完了しましたので、高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 補助金既交付決定額            | 円 |
| 2 補助金精算額               | 円 |
| 3 差引き過不足額              | 円 |
| 4 添付書類                 |   |
| (1) 子ども食堂支援事業報告書（別紙1）  |   |
| (2) 補助金精算額調書（別紙2）      |   |
| (3) 決算収支内訳書（別紙3-1、3-2） |   |
| (4) その他関係資料            |   |

(別紙1)

子ども食堂支援事業報告書

子ども食堂の名称							
運営団体名							
開催した子ども食堂の概要							
運営方式	定期的に開催						
	公立小学校の長期休暇期間に開催						
開設年月日	平成 年 月 日						
開催実績 (定期開催)	年 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回 数						
	年 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回 数						
	合 計	回 (うち 補助対象 回)					
開催実績 (長期休暇期間開催)	年 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	回 数						
	年 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	回 数						
	合 計	回 (うち 補助対象 回)					

- 1 開催の状況が分かる資料（チラシや広報誌の写しなど）を添付してください。ホームページ等に掲載している場合は、該当するホームページの URL を、「開催した子ども食堂の概要」欄に記入してください。また、開催日を全て記入してください。
- 2 「運営方式」欄は、該当する開催方法に「○」を記入してください。
- 3 「開催実績」欄は、本年度における各月の開催回数を記入してください。定期開催の場合は月4回、長期休暇期間開催の場合は週（月～日）3回を補助対象の上限とします。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回が上限となります。

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

高知県子ども食堂支援事業費補助金  
に係る消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました補助金について、  
高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

平成 年度高知県子ども食堂支援事業

2 内容

補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第6号様式（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました平成 年度高知県子ども食堂支援事業費補助金を概算交付されるよう高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第10条ただし書きの規定に基づき請求します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 今回請求額	円
3 既 交 付 額	円
4 差引請求残額	円